

軽井沢町 樹木関連事業（診断・補助金）

樹木医診断
相談事業

伐採等費用
補助金 **最大35万円※**

植栽費用
補助金 **最大3万円**

樹木医による樹木診断から
伐採等費用補助金 そして 植栽費用補助金まで一連の
流れでご活用いただけます！

STEP 01 【樹木医診断・相談事業】

要 綱 ▷ 軽井沢町樹木医診断・相談
事業実施要綱

対象者 ▷ 町内に土地を所有している
個人又は法人

費 用 ▷ **無料**

STEP 03 【植栽費用補助金】

要 綱 ▷ 軽井沢町危険木伐採に伴う植栽
事業補助金交付要綱

主な要件 ▷ ① 土地の所有者（個人）
② 「伐採等費用補助金」の主な
要件④の植栽を行う者

補助額 ▷ 植栽費用の1/2（**最大3万円**）

STEP 02 【伐採等費用補助金】

要 綱 ▷ 軽井沢町危険木伐採等費用補助金
交付要綱

主な要件 ▷ ① 「樹木医診断・相談事業」で伐採又
は剪定が必要と診断された樹木を
伐採又は剪定する場合
② 対象者：土地と対象樹木の所有者
（個人）
③ 「樹木医診断・相談事業」の診断を
受けた年度の翌年度末までに伐採
又は剪定を完了
④ （伐採の場合）補助金の交付を受
けようとする年度の翌年度末まで
に、伐採した危険木の本数と同数
以上の樹木を植栽

補助額 ▷ 伐採等の費用の1/2（**最大35万円※**）
※伐採と剪定を組み合わせした場合

伐採の場合

問い合わせ窓口

Webサイト



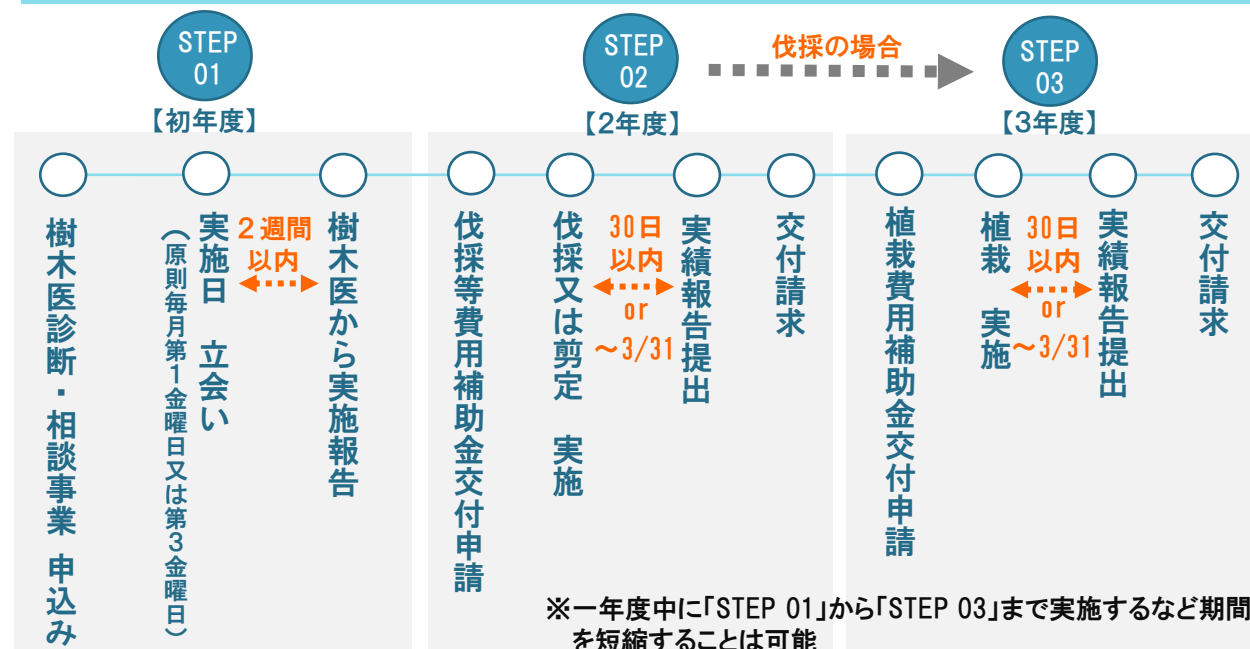
TEL:0267-45-8556

軽井沢町 環境課 環境政策係



<https://www.town.karuizawa.lg.jp/page/7193.html>

手続の流れ（申請者側）



STEP 02

STEP 03

手続の詳細な流れ

【STEP 02】

申請者 | 伐採等費用補助金交付申請

町 | 交付決定

申請者 | 伐採又は剪定 実施

30日以内又は3/31
のいずれか早い日
までに提出

申請者 | 実績報告提出

町 | 補助金額の確定

申請者 | 交付請求

町 | 補助金 振込

【STEP 03】

申請者 | 植栽費用補助金交付申請

町 | 交付決定

申請者 | 植栽 実施

30日以内又は3/31
のいずれか早い日
までに提出

申請者 | 実績報告提出

町 | 補助金額の確定

申請者 | 交付請求

町 | 補助金 振込

伐採の場合

◎詳細は、「軽井沢町樹木医診断・相談事業 実施要綱」、「軽井沢町危険木伐採等費用補助金交付要綱」、「軽井沢町危険木伐採に伴う植栽事業補助金交付要綱」をご確認ください。